

電気需給約款
【低圧】
(内税方式)

2023年4月1日制定

2024年4月1日改定

2024年10月1日改定

2025年4月1日改定

株式会社鳥取みらい電力

目次

I 総則	1
● 第1条 適用	1
● 第2条 定義	1
● 第3条 電気需給約款および料金の変更	2
● 第4条(単位及び端数処理)	2
II 契約について	2
● 第5条 電気需給契約の申込み	2
● 第6条 契約の要件	3
● 第7条 電気需給契約の成立および契約期間	3
● 第8条 需要場所	3
● 第9条 供給の開始	3
III 契約種別及び料金	3
● 第10条 契約種別	3
● 第11条 料金	3
IV 電気料金の算定及び支払い	4
● 第12条 料金の適用開始の時期	4
● 第13条 検針日	4
● 第14条 料金の算定期間	4
● 第15条 使用電力量の計量および算定	4
● 第16条 料金の算定	4
● 第17条 日割り計算	4
● 第18条 料金の支払期日	4
● 第19条 遅延利息	5
● 第20条 料金その他の支払い方法	5
V 使用、供給および保安	5
● 第21条 適正契約の保持	5
● 第22条 施設場所等の提供	5
● 第23条 立ち入り業務への協力	5
● 第24条 電気の使用にともなうお客様の協力	5
● 第25条 調査及び保安に対するお客様の協力	6
● 第26条 需給計画に係るお客様の協力	6
● 第27条 供給の中止または使用の制限もしくは中止	6
● 第28条 違約金等	6
● 第29条 損害賠償の免責	7
VI 供給方法、工事および工事費の負担	7
● 第30条 供給方法および工事	7
● 第31条 供給設備の工事費負担	7
VII 契約の変更及び終了	7
● 第32条 需給契約の変更	7
● 第33条 名義の変更	7
● 第34条 需給契約の終了	7
● 第35条 需給契約の終了又は変更に伴う料金等の精算	7
● 第36条 解約等	8
● 第37条 契約の有効期間	8

● 第38条 契約終了後の債権債務関係.....	8
VIII その他の一般条項.....	8
● 第39条 反社会的勢力排除.....	8
● 第40条 約款の有効性.....	9
● 第41条 準拠法.....	9
● 第42条 合意管轄.....	9
● 第43条 誠実協議.....	9
付則.....	10
別表.....	11
● 1. 契約種別と料金単価.....	11
● 2. 燃料費調整.....	11

I 総則

第1条 適用

1. この電気需給約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）は、株式会社鳥取みらい電力（以下「当社」といいます。）が、中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力 NW」といいます）が維持および運用する供給設備を介して、低圧で電気の供給を受けるお客様に対して電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
2. 本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島（島根県：島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島および山口県：見島）には適用いたしません。

第2条 定義

本約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 低圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 電灯 LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小型機器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力 電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 付帯電灯 動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。
 - (ア) 当該作業場の維持又は運営のために使用する事務所の電灯
 - (イ) 当該作業場の保守及び保安のために使用する守衛所の電灯及び保安用外灯
 - (ウ) 現場作業員のために必要な浴場、食堂又は医療室の電灯
 - (エ) 当該作業場の案内のために使用する電灯
- (6) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器 契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客様が使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいいます。
- (9) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (10) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (11) 力率 その月の毎日 8 時 00 分から 22 時 00 分までの時間における平均力率をいいます。なお、平均力率の算定において、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は 100%とします。
- (12) 最大需要電力 30 分ごとの 需要電力の最大値をいいます。
- (13) 需要場所 当社が電気を供給するお客様の需要地点をいいます。
- (14) 夏季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (15) その他季 夏季以外の期間をいいます。
- (16) 休日 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日をいいます。
- (17) ピーク時間 夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、休日に該当する時間を除きます。
- (18) 昼間時間 毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間及び休日に該当する時間を除きます。
- (19) 夜間時間 ピーク時間及び昼間時間以外の時間をいいます。
- (20) 小売電気事業者 電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める小売電気事業者をいいます。
- (21) 送配電事業者 電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める一般電気事業者である中国電力 NW をいいます。
- (22) 託送供給等約款 送配電事業者が電気事業法第 18 条に従い定める託送供給等約款及びその他の供給条件等をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）
- (23) 計量器 送配電事業者が必要場所へ設置する電力量計、30 分最大需要電力計、無効電力量計、その他の計量に必要な付属装置計量（計量器箱、変成器箱、変成器の 2 次配線、通信装置、通信回線等）及び区分装置（力率測定時間を区分する装置等）をいいます。
- (24) 供給設備 お客様への電気の供給に供される当社又は送配電事業者が保有若しくは管理する計量器電線路、引込線、接続装置、電力監視線路、引込線、接続装置、電力監視システムその他の電気供給設備をいいます。
- (25) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

- (26) 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるため、別表「2. 燃料費調整」に定める方法で算出された値をいいます。
- (27) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (28) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間とします。)をいいます。
- (29) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

第3条 電気需給約款および料金の変更

1. 当社は、契約期間満了前であっても、本約款および電力需給契約に定める料金を変更することがあります。この場合、当社は変更後の本約款および電力需給契約に定める料金にもとづき、需給契約の変更についてお客さまに申入れを行なうことがあります。
2. 送配電事業者の定める託送供給約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款および電力需給契約に定める料金を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金によります。
3. 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件および電力需給契約に定める料金を変更します。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款および料金によります。
4. 当社は、この契約要綱または料金を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

第4条(単位及び端数処理)

本契約において使用する単位、端数処理は以下の通りとします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット(1W)または1ボルトアンペア(1VA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(1kVA)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワット(1kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、電灯需要(契約電力6キロワット以上)によって定められた値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力および最大使用電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時(1kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までとします。
- (5) 力率の単位は1パーセント(1%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。
- (6) 料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。

II 契約について

第5条 電気需給契約の申込み

1. お客様が当社と電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)の締結を希望される場合は、あらかじめ本約款及び送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)における需要者に関する事項を承認し、また、電気の需給に必要なお客様の情報を当社、送配電事業者、電力広域的運営推進機関及び従前の小売電気事業者との間で共同利用することを承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
2. 希望する契約種別、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行なわれる地点をい、託送約款等に定める供給地点とします。)、需要場所(供給地点特定番号を含みます。)、供給電圧、契約容量または契約電力、発電設備および蓄電池の有無、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法についてお客様から申し出ていただきます。また、当社が必要とする場合、契約負荷設備、契約主開閉器、業種、用途についての情報をご提供いただくことがあります。なお、当社は、お客様の申出に関して、現在の小売電気事業者からの請求書等を確認させていただく場合があります。
3. 契約負荷設備、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。
4. 当社は、お客様の供給設備の新設などにもなう工事を要するお申し込みを受け付けられないことがあります。
5. 電気の供給に伴い、電圧又は周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客様の費用及び責任において、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにいただき、保安用の発電設備

の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

6. お客様が、需給契約の申込後、電気の供給が開始されるまでの期間において、お客様へ電気を供給中の小売電気事業者との間の契約を変更された場合には、当社との需給契約における契約も同内容に変更していただくことがあります。

第6条 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、中国電力 NW の供給設備を使用します。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ中国電力 NW の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、中国電力 NW からの給電指令に従っていただきます。

第7条 電気需給契約の成立および契約期間

1. 電気需給契約は、お客様からの前条(需給契約の申込み)の申込みを当社が供給の意思表示を行ったときに成立します。なお、当社が供給の意思表示を行ったときは、当社が供給開始に関するお知らせをお客様に送付した日、または電気需給契約書(以下「需給契約書」といいます。)に調印を行った日とします。
2. 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含み、当社との他の契約の料金を、支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。)を勘案して、需給契約の申込みの全部又は一部をお断りすることがあります。
3. 当社が必要と判断した場合、電気の需給に関する必要な事項について需給契約書を作成することがあります。
4. 当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。
5. 契約期間は次によります。
 - イ) 契約期間は需給契約書に特段の記載がない限り、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降 1 年目の日までとします。
 - ロ) 契約期間満了日の 3 ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から別段の書面による意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものとします。
 - ハ) 契約期間満了日の 3 ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の書面による意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了します。

第8条 需要場所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものとします。

第9条 供給の開始

1. 当社は、需給契約の申し込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始予定日を定め、送配電事業者との協議による供給準備その他必要な手続きを経たのち、当該需給開始予定日に電気を供給します。
2. 当社はやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始予定日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、あらかじめお客様と協議のうえ、需給開始予定日を定めます。
3. お客様の責めに帰すべき理由により、需給開始予定日を延期する場合、お客様は、供給開始がなされるまでがなされるまで基本料金基本料金の半額の半額を負担していただきます。

Ⅲ 契約種別及び料金

第10条 契約種別

契約種別は、別表1、「契約種別と料金単価」の通りとします。

第11条 料金

料金は基本料金または最低料金、電力量料金(燃料費調整額を加えた又は差し引いたもの)及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

なお、基本料金または最低料金単価及び電力量料金単価は、別表1、「契約種別と料金単価」により定めるものとします。なお、別表1に記載の料金単価にあらかじめお客様に提示する割引を行う場合があります。燃料費調整額の算定については別表2、「燃料費調整」により定めます。

IV 電気料金の算定及び支払い

第12条 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用します。ただし、あらかじめ需給契約書を作成したお客様については、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合及びお客様の責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始予定日から適用します。

第13条 検針日

送配電事業者が実際に検針を行った日又は検針を行ったものとされる日を検針日とします。なお、検針は各月ごとに、送配電事業者が定めた日(検針区域に応じて送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定められます。)に原則として実施されます。

第14条 料金の算定期間

料金の算定期間は、託送供給等約款に定める計量期間、検針期間又は検針期間等(以下「計量期間等」といいます。)とします。ただし、電気の供給を開始し、又は需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む計量期間等の終期までの期間又は終了日の前日を含む計量期間等の始期から終了日の前日までの期間とします。

第15条 使用電力量の計量および算定

1. お客様が使用する電力量、最大需要電力は、送配電事業者によって需給地点に設置された計量器により30分単位で計量します。
2. 使用電力量の計量及び算定は、送配電事業者が定めるところにより行うものとします。計量器の故障等によって使用電力量又は最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、当社と送配電事業者が協議した内容を基準として、お客様及び当社との協議によってその値を定めるものとします。
3. 当社は、計量の結果を、当社が適当と認める方法によりお客様に通知します。

第16条 料金の算定

1. 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定します。
2. 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。
 - (ア) 電気の需給を開始し、再開し、若しくは停止し、又は需給契約が終了した場合
 - (イ) 契約種別、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - (ウ) その他当社が日割計算の算定方法によること適当と判断した場合

第17条 日割り計算

1. 当社は、第16条(料金の算定)第2項各号の場合は、次により料金を算定します。
 - (ア) 基本料金は、本条2項に定める日割計算の基本算式により日割計算をします。
 - (イ) 電力量料金は、使用電力量に応じて算定します。
 - (ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、使用電力量に応じて算定します。
 - (エ) 第1号、第2号及び第3号によりがたい場合は、これに準じて算定します。
2. 基本料金の日割計算の基本算式は次の通りとします。
$$1月の該当料金 \times (日割計算対象日数) / (計量期間の日数)$$
3. 第16条(料金の算定)第2項第1号の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日及び再開日を含み、停止日及び終了日を除きます。また、第16条(料金の算定)第2項(イ)の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用します。
4. 当社は、日割計算をする場合、必要に応じてその都度、計量値の確認をします。
5. 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率に基づいて、日割計算をし、基本料金を算定します。

第18条 料金の支払期日

1. お客様の料金の支払義務が発生する日は、原則として、当社が、送配電事業者からお客様の使用電力量を受け取った日の翌営業日とします。なお、需給契約が終了した場合は終了日とします。ただし、特別の事情があつて需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日とします。
2. 当社は、お客様から当社に支払われるべき月ごとの金額と、基本料金及び電力量料金等の内訳をつけた請求書をお客様に送付します。なお、お客様と

の間で合意した場合、電磁的方法によりお客様にお知らせします。

3. お客様は、請求書記載の支払期日(以下「支払期日」といいます。)までに料金を支払っていただきます。ただし、支払期日が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日とします。
4. お客様の支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剩額又は過小額をお客様にお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

第19条 遅延利息

1. お客様が、支払期日を経過しても料金その他の本契約にもとづき発生する金銭債務(以下「料金その他」といいます。)の支払いを行わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて遅延利息を申し受けます。
2. 遅延利息は、料金その他から消費税等相当額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10.0パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)を乗じて算定した金額とします。
3. 遅延利息は、原則として、お客様が遅延利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

第20条 料金その他の支払い方法

1. 料金については、当社が指定する次の方法によりお支払いいただきます。なお、支払いのこともなう費用は、原則としてお客様の負担とします。
 - (ア) お客様の指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法(以下「口座振替」といいます。)
 - (イ) 当社の指定した金融機関等を通じて当社の口座へ払い込む方法(以下「口座振込」といいます。)
 - (ウ) その他、当社が定める方法
2. お客様による料金の支払いについては、原則として、それぞれ次の時点で当社に支払いがなされたものとします。
 - (ア) 口座振替により支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされた時点
 - (イ) 口座振込により支払われる場合は料金が当社の指定した金融機関等に払い込まれた時点
 - (ウ) その他、当社が定める方法により当社にお支払いの事実が通知された時点
3. 当社がお客様に請求する工事費負担金等相当額その他の支払いについては、当社が送配電事業者から請求を受ける都度、当社が定める支払期日まで当社が指定する方法により支払っていただきます。
4. 料金その他の支払いは、支払期日の到来する順序でお支払いいただきます。

V 使用、供給および保安

第21条 適正契約の保持および力率の保持

需給契約の内容がお客様の電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに需給契約を適正なものに変更していただきます。また、需要場所の負荷の力率は託送約款等に定めるところにより、原則として90パーセント以上に保持していただきます。

第22条 施設場所等の提供

1. お客様は、当社又は送配電事業者から供給設備の施設場所の提供を求められた場合、その場所を無償で提供していただきます。
2. 付帯設備は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。この場合には、当社及び送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものとします。

第23条 立ち入り業務への協力

当社が、需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要であると認めた場合又は送配電事業者から立ち入り業務を実施する旨の要請があった場合、当社又は送配電事業者(委託を受けた係員等を含みます。)は、お客様の承諾を得てお客様の土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。

第24条 電気の使用にともなうお客様の協力

1. お客様の電気の使用が、次の原因等により他者の電気の使用を妨害し、若しくは妨害するおそれがある場合、又は当社、送配電事業者若しくは他の電気事業者の計量器その他の工作物に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれのある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客様の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合に

は、供給設備を変更し、又は専用供給設備を設置して、これにより電気を使用していただきます。

(ア) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

(イ) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合

(ウ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

(エ) 著しい高周波数又は高調波を発生する場合

(オ) その他(ア)、(イ)、(ウ)、又は(エ)に準ずる場合

2. お客様が発電設備を送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、前項に準じて取り扱うものとし、法令で定める技術基準、その他の法令等に従い、技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

第25条 調査及び保安に対するお客様の協力

1. 法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査は、送配電事業者又は登録調査機関が行います。必要があるときは、お客様は電気工作物の配線図を送配電事業者に提示していただきます。
2. お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事完成後、速やかにその旨を当社及び送配電事業者又は登録調査機関に通知していただきます。
3. お客様が、需要場所内の電気工作物又は供給設備に異状若しくは故障があり、又は異状若しくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、お客様は速やかにその旨を当社及び送配電事業者に通知していただきます。
4. お客様が、供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をされる場合及び物件の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社及び送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を速やかに当社及び送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社又は送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことができるものとし、ます。
5. 当社又は送配電事業者は、必要に応じて、需給の開始に先立ち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客様と協議を行います。

第26条 需給計画に係るお客様の協力

当社は、需給計画作成のために必要な情報をお客様より提供していただくことがあります。

第27条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

1. 当社又は送配電事業者は、次の場合には、電気の供給を中止し、又はお客様の電気の使用を制限し、若しくは中止することがあります。
 - (ア) 供給設備に故障が生じ、又は故障が生ずるおそれがある場合
 - (イ) 供給設備の点検、修繕、変更その他の工事でやむを得ない場合
 - (ウ) 地震等の天災地変その他非常変災の場合
 - (エ) その他電気の需給上又は保安上必要がある場合
2. 第1項の場合には、当社又は送配電事業者は、あらかじめその旨をお客様にお知らせします。ただし、緊急時のやむを得ない場合にはこの限りではありません。
3. 本条第2項によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1月」として算定した料金を申し受けます。

第28条 違約金等

1. お客様が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - (ア) 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
 - (イ) 電気工作物の改変等によって不正に送配電事業者の電線路を使用し、又は電気を使用した場合
 - (ウ) 契約負荷設備又は契約受電設備以外の負荷設備又は受電設備によって電気を使用した場合
2. 前項の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。
3. 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヶ月以内で当社が決定した期間とします。
4. お客様が故意又は過失によって、その需要場所内の送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は亡失した場合は、お客様は当社

又は送配電事業者が生じた損害を賠償していただきます。

第29条 損害賠償の免責

1. 第27条(供給の中止または使用の制限もしくは中止)第1項によって、電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
2. 当社の責めとならない理由により、需給の開始が遅延した場合、又は需給契約が終了した場合(需給契約を解約した場合を含みます。)には、当社はおお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
3. その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

VI 供給方法、工事および工事費の負担

第30条 供給方法および工事

送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介してお客様が電気の供給を受ける場合の供給の方法及び工事については、託送供給等約款に定めるところによるものとします。

第31条 供給設備の工事費負担

1. 当社が送配電事業者から託送供給等約款にもとづき、お客様への電気の供給ともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費又は実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額としてお客様より申し受けます。
2. 当社は、工事費負担金等相当額に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金等相当額契約書を作成することがあります。

VII 契約の変更及び終了

第32条 需給契約の変更

お客様が需給契約の変更を希望される場合は、「II 契約について」にて定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものとします。なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期とします。

第33条 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についての全ての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きをすることができます。

第34条 需給契約の終了

1. お客様が電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、終了期日の3ヶ月前までに書面により当社に通知していただきます。
2. 需給契約は、第36条(解約等)及び次の場合を除き、お客様が当社に通知した終了期日とします。
 - (ア) 送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものとします。
 - (イ) お客様が当社との需給契約を終了し、他の小売電気事業者との電気需給契約等にもとづき当該需要場所において引き続き電気を使用される場合は、お客様と当社との協議によって定めた日に需給契約が終了するものとします。
3. お客様が第1項による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかなる場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は終了するものとします。

第35条 需給契約の終了又は変更ともなう料金等の精算

お客さまが契約電力を新たに設定された後に、電気需給契約が消滅する場合、もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合、または契約電力を増加された後に、電気需給契約が消滅する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとする場合において、当社が接続供給契約に基づき送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。ただし非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

第36条 解約等

当社は、次の場合には、需給契約を解約することがあります。

- (1) お客様が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 料金その他を支払期日経過後もなお支払わない場合
 - (イ) 当社との他の契約(既に消滅しているものを含みます。.)における債務を期日までに履行しない場合
 - (ウ) 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
 - (エ) 手形の不渡など支払を停止したとき
 - (オ) 破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立を受け、又は自ら申立をしたとき
 - (カ) 解散、営業若しくは事業の全部又は重要な一部の譲渡、自ら消滅会社となる合併を決議したとき
 - (キ) その他信用状態が悪化し、若しくはその恐れがあると認められる理由があるとき
 - (ク) お客様が当社に対し通知した内容が事実と異なることが判明したとき
 - (ケ) 本約款、関係法令、条例、規則等に反した場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、又はその恐れがあると判明した場合
 - (ア) お客様の責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
 - (イ) 需要場所内の当社又は送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、若しくは亡失して、当社又は送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (ウ) 送配電事業者に無断で送配電事業者の供給設備とお客様の電気設備との接続を行った場合

第37条 契約の有効期間

1. 需給契約の契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までとします。
2. 契約期間満了日の3ヶ月前に先だって、お客様、当社のいずれからも別段の意思表示がない場合には、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。
3. 需給契約が継続される場合において、電気事業法その他の法令にもとづく供給条件の説明については、継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。

第38条 契約終了後の債権債務関係

需給契約が終了した場合といえども、その終了日において存在する需給契約にもとづき発生したお客様と当社との間の債権債務は、それらが個々に消滅するまで存続します。

Ⅷ その他の一般条項

第39条 反社会的勢力排除

1. お客様及び当社は相手方に対し、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社その他の企業体が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、誓約します。
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号、第6号にそれぞれ定義されるものに同じです。)、暴力団準構成員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなどの暴力、威力、脅迫的言辭や詐欺的手法を用いて不当な要求を行う団体若しくはその構成員又は個人(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)でないこと
 - (イ) 主要な出資者、役職者又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと
 - (ウ) 反社会的勢力を利用しないこと
 - (エ) 反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと
 - (オ) 反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと
2. お客様及び当社は、前項について自己の違反を発見したとき、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
3. お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを表明し、誓約します。

- (ア) 暴力的な要求行為
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (オ) その他、上記に準ずる行為

第40条 約款の有効性

需給契約に基づく取引に関する需給契約以外の契約、協定その他の合意と、本約款の内容との間に齟齬が生じた場合には、本約款の内容を変更又は修正する趣旨であることが明確に合意されたものである場合を除き、本約款の内容が優先するものとします。

第41条 準拠法

需給契約及び本約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

第42条 合意管轄

需給契約及び本約款に関する一切の紛争は、鳥取地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第43条 誠実協議

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に関して疑義が生じた場合には、お客様及び当社は、誠実に協議し、その解決にあたるものとします。

付則

1. 実施期日

本約款は、2023年6月1日から適用します。

また、2025年4月1日に別表の料金単価を更新いたしました。

別表

1. 契約種別と料金単価

契約種別	区分		単位	料金単価(円)	
スマートコース	最低料金(最初の15kWhまで)		1 契約	669.92	
	電力量料金	15kWh 超過 120kWh まで	1kWh	32.01	
		120kWh 超過 300kWh まで		39.43	
		300kWh 超過分		41.55	
シンプルコース	電力量料金		1kWh	38.21	
	最低月額料金		1 契約	1,844.70	
電化 Style コース	基本料金	最初の10kW まで		1 契約	2,018.72
		上記を超える 1kW ごとに		1kW	480.37
	電力量料金	昼間時間	夏季	1kWh	46.46
			その他季		44.40
		夜間時間			30.35
		休日			30.35
[ビジネス] スマートBコース	基本料金		1kVA	447.97	
	電力量料金	120kWh まで		1kWh	29.04
		120kWh 超過 300kWh まで			36.15
		300kWh 超過分			38.02
[ビジネス] 動力コース	基本料金		1kW	1,152.44	
	電力量料金	夏季		1kWh	26.80
		その他季		1kWh	25.51

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額の算定は次の通りとします。

燃料費調整額 = その1月の使用電力量 × ロによって算定する燃料費調整単価

イ 平均燃料価格

平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス(LNG) 価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

- (イ) 平均燃料価格が80,300円を下回る場合
 燃料費調整単価=(80,300円-平均燃料価格)×(ハの基準単価÷1,000)
- (ロ) 平均燃料価格が80,300円を上回る場合
 燃料費調整単価=(平均燃料価格-80,300円)×(ハの基準単価÷1,000)

ハ 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

- a) 最低料金が適用される契約種別の場合の基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15kWh まで	3 円 18 銭 5 厘
電力量料金	上記を超える 1kWh につき	21 銭 2 厘

- b) a)以外の場合の基準単価は次の通りとします。

電力量料金	上記を超える 1kWh につき	21 銭 2 厘
-------	-----------------	----------

ニ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

- (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の5月分の料金に係る計量期間等

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものとします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とします。

ホ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。ただし、最低料金が適用される契約種別(スマートコース)のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価とします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(6) 燃料費調整単価の通知

当社は、燃料費調整単価を当該月に行う料金請求と同時にお客さまに通知します。